

英EU間SPS協定による ビジネスへの影響について

日本貿易振興機構（ジェトロ）ロンドン事務所

農水・食品担当ディレクター 林伸光

2026年7月

英国のEU離脱（Brexit）後の食品貿易

- Brexit以降、GB-EU間の食品貿易は、第三国との貿易同様に衛生証明書や検査が必要に
- グレートブリテン（GB）から北アイルランドへの移送も特別な制度のもとで管理
- 英EU間の互いの原産品は原則無関税だが、第三国の原産品を英⇄EU再輸出すると関税賦課

日付	主な出来事
2016年6月23日	英国のEU離脱を問う国民投票
2019年10月17日	英国のEU離脱協定（北アイルランド議定書を含む）の合意
2020年1月31日	英国がEU離脱（2020年12月31日まで移行期間）
2021年1月1日	英国のEU離脱の移行期間終了 → GBからEUへの輸出に衛生証明書や検査が必要に 北アイルランド議定書発効 → 北アイルランドとアイルランドの間には引き続き通関を設けない GBから北アイルランドへの移送に衛生証明書や検査が必要 英EU通商・協力協定（TCA）暫定適用（5月1日正式発効） → 英EU間TCAの原産地規則を満たす場合は無関税 （第三国の原産品を英⇄EU再輸出すると関税賦課）
2023年2月27日	ウィンザー・フレームワーク合意
2023年10月1日	北アイルランド小売移送制度（NIRMS）運用開始 → 北アイルランド内で最終消費される食品であれば、GBから北アイルランドへの移送において、衛生証明書や検査を簡素化
2024年1月31日	英国が国境目標運用モデル（BTOM）を段階的に導入 → EUからGBへの輸出に衛生証明書や検査が必要に

英EU間SPS協定について

- 2025年5月19日の英EU首脳会談で、農産物、エネルギー、鉄鋼、防衛・安全保障・開発、若者の移動などの分野で関係強化を進めていくことに合意。

英EU首脳会談－共通認識（SPS協定関連部分の要約）

- 英EU間の新たなSPS協定を通じて「共通SPS地域」を構築し、これにより、動物、動物製品、植物及び植物製品の移動に関する現在の多くの課題の解消を目指す。協定の適用対象はEUとGBであり、実現すれば、大部分の衛生証明書、植物検疫証明書及び国境検査が不要となる。また、ウィンザー・フレームワークとの相乗効果により、GB・北アイルランド間の流通も円滑化される。
- 対象分野は、動植物検疫に加え、食品安全、消費者保護、有機制度、農薬、家畜規制及び農食品マーケティング基準まで含む広範なものとする。さらに、英国はこれらの分野についてEU規則との「動的整合（dynamic alignment）」を行い、EUと常時同一の規則が適用されることを確保する。
- 動的整合の例外は、①EU規則と比較して規制水準の低下をもたらさないこと、②GB市場に上市されるEU産の動物及び物品に悪影響を与えないこと、③EU域内に流通する動物及び物品がEU規則に適合したものであるとの原則を損なわないこと、の全てを満たす場合にのみ認められる。
- SPS協定の運営に当たっては、独立した仲裁制度を設ける一方、EU法の解釈については欧州司法裁判所が最終的権限を有する。英国は、動的整合の対象分野に関するEU法令の形成過程へ早期段階から関与し、関連するEU機関・システム・データベースへのアクセスが認められる一方、EU理事会等の意思決定には参加しない。また、英国は関連費用について財政拠出を行い、協定は共同ガバナンス体制の下で運営される。

英EU間SPS協定の対象分野とタイムライン

- 英国政府は、新たな制度への変更に備え、分野別のガイダンスを公表し、事業者に対して早期の準備着手を呼び掛けている。また、影響を受けるEU法令の一覧を公表し、対象分野や対応方向を示している。

対象分野

- ・ 農産食品システム全体に係る公的管理
- ・ 一般食品法、消費者向け情報、衛生規則
- ・ 食品添加物、香料、サプリメント、新規食品
- ・ 食品及び飼料の汚染物質
- ・ 特定取引規格
- ・ 食品接触材
- ・ その他の食品関連措置（有機制度、ミネラルウォーター、放射線照射など）
- ・ 飼料製品と飼料衛生
- ・ 遺伝子組換え生物
- ・ 動物衛生、動物繁殖及び動物福祉
- ・ 植物衛生
- ・ 植物及び森林の繁殖資材
- ・ 植物保護製品（農薬）及び最大残留基準値
- ・ 殺生物剤
- ・ 動物用医薬品の最大残留基準値と抗菌薬耐性

影響を受ける法令

- ・ EU規則42件
- ・ EU指令33件
- ・ 欧州委員会決定1件

これらにさらに下位規則がぶら下がっている。

タイムライン

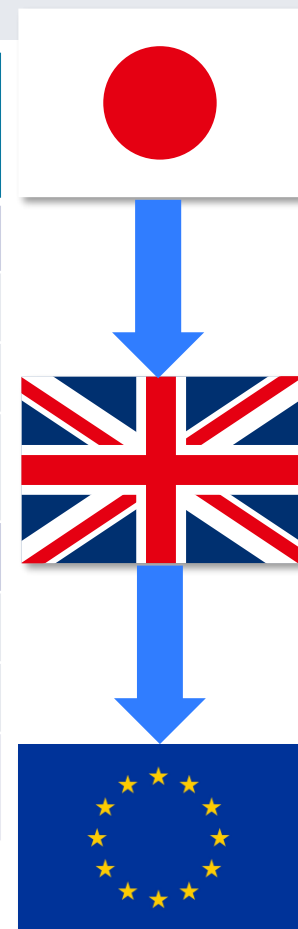
- ・ 2026年5月：分野別ガイダンス公表
- ・ 2026年夏：今後の変更にに関する詳細発表（例外事項や移行期間など）
- ・ 2026年秋：詳細なガイダンスとサポート（チェックリストや実用的なツールを含む）
- ・ 2027年半ば：合意発効（交渉次第）

（出所）Defra「SPS協定、事業者が今から準備すべきこと」

Brexit後の日英EU間取引（三角貿易）

- 日本産品をGB経由でEUへ輸出する場合、GBで輸入通関を行うと、関税や輸入VATの二重負担に加え、衛生証明書などGBでのEU向け輸出手続きが追加で必要となる。
- 保税倉庫や共通トランジット制度（CTC, ※1）を利用することで、関税や輸入VATの二重負担は回避できる場合があるが、衛生証明書などSPS（衛生植物検疫）要件は別制度であり、品目によってはGB・EU双方の要件への対応が必要になる。

	Brexit前	Brexit後 [通常]	Brexit後 [保税倉庫] (Transitでない場合)	Brexit後 [CTC]
日本→GB				
関税	日EU EPA税率	日英EPA税率	(留保)	(留保)
輸入VAT	課税	課税	(留保)	(留保)
衛生証明書 (動物性食品)	必要 (日本で発行)	必要 (日本で発行)	必要 (日本で発行)	必要(※2) (日本で発行)
GB→EU				
関税	—	MFN税率	日EU EPA税率	日EU EPA税率
輸入VAT	—	課税	課税	課税
衛生証明書 (動物性食品)	—	必要(※3) (英国で発行)	必要(※3) (英国で発行)	必要 (日本で発行)



(※1) EU加盟国のほか英国、スイスなどCTC参加国間を移動する貨物に係る関税とVATを、最終目的地に到着するまで留保する制度
 (※2) Transit用の簡略化された証明書。天然魚や、内臓除去または消費者向け包装されていて一定の要件を満たす養殖魚については不要。
 (※3) 生鮮牛肉や常温安定(shelf-stable)でない混合食品については、そのままのEUへの再輸出はできず、GB内での加工が必要。
 (出所) ジェトロ「[英EU通商・協力協定の原産地規則と日英EU間取引（2021年1月開催 ロンドン事務所セミナー資料）](#)」
 Defra「[Find an export health certificate](#)」等を基にジェトロ作成

Brexit後の英国とEUの制度の乖離【動物検疫】

(貿易管理システム、証明書様式)

- Brexit以降、GBはEUのTRACES NTを利用せず、独自の輸入事前通知システムであるIPAFFSを運用。衛生証明書についてもEU向けとGB向けとで様式が異なる。

(リスク区分、検査頻度)

- Brexit以降、GBは独自のリスク区分に基づく国境目標運用モデルBTOMを導入しており、EUとは異なる検査頻度で運用。

(棘皮動物の海域モニタリング)

- ウニを含む棘皮動物については従来、二枚貝と同様に海域モニタリング及び海域指定が求められていた（ナマコは例外規定が存在）。EUでは規則（EU）2021/1756及び委任規則（EU）2022/2258により、その例外がすべての非濾過食性棘皮動物に拡大され、ウニ等については海域モニタリングを実施せずとも、HACCP施設認定によりEU向け輸出が可能となった。一方、GBではEUの当該規則改正が導入されておらず、英国向けに輸出する場合には、引き続き海域モニタリング及び海域指定が必要。

（出所）[IPAFFSガイダンス](#)、[BTOMガイダンス](#)、[規則（EU）2021/1756](#)、[委任規則（EU）2022/2258](#)

Brexit後の英国とEUの制度の乖離【混合食品】

（混合食品の分類）

- 2021年4月にEUの混合食品の分類が変更され、EUとGBでは通関時の公的管理（公的証明書や検査）が不要となる条件が異なっている。特に、温度管理を要する混合食品（冷凍品等）の場合、EUでは多くが公的証明書・検査の対象となる。一方、GBの場合、動物性原材料の割合が50%未満であり、全ての原材料が十分な熱処理を受けている等の要件を満たす場合、公的証明書・検査が不要。

（自己宣誓書）

- EUでは、公的証明書が不要な混合食品について、輸入者が自己宣誓書を作成する必要がある。動物性加工済み原料のEU HACCP認定施設の番号等を記入する必要がある。GBは商業文書の添付で足りる。

（はちみつ）

- EU向けには、EUまたはEUが認める第三国由来のはちみつ・はちみつ製品を原料として使用した混合食品を日本から輸出可能（日本産のはちみつ・はちみつ製品の使用は不可）。GB向けには、はちみつを動物性加工済み原料として使用する混合食品を日本から輸出することは不可。

（出所）[EUカントリーレポート規制編](#)、[委任規則（EU）2022/2292](#)、[維持決定2007/275/EC](#)、[ガイダンスIIN-CP/1](#)

Brexit後の英国とEUの制度の乖離【植物検疫】

(貿易管理システム、証明書様式)

- Brexit以降、GBはEUのTRACES NTを利用せず、独自の輸入事前通知システムであるIPAFFSを運用。植物検疫証明書についてもEU向けとGB向けとで様式が異なる。

(リスク区分、検査頻度)

- Brexit以降、GBは独自のリスク区分に基づく国境目標運用モデルBTOMを導入しており、EUとは異なる検査頻度で運用。

(対象品目)

- 日本からEUに輸出する果実の多くは植物検疫証明書が必要であり、一部品目については栽培地検査も求められる。他方、GB向けについては、Brexit後のリスク評価の見直しにより、キウイフルーツ、かんきつ類、きんかん、柿、マンゴー等が植物検疫証明書の要求対象から除外されている。

(出所) IPAFFSガイダンス、BTOMガイダンス、維持規則 (EU) 2019/2072

Brexit後の英国とEUの制度の乖離【食品規格】

(CMO)

- 共通市場制度（CMO）の下での食品規格について、Brexit後にEUとGBそれぞれが改正しており、主なものは以下のとおり。
 - 青果物について、EUにおいて、2025年1月から、青果物、青果物加工品、バナナに分かれていた規則を統合するとともに、乾燥果実、ナッツ類、野生きのこ、追熟バナナ、カット野菜・カットフルーツ等への原産地表示を義務付け。
 - ワインについて、EUにおいては、2023年12月から、栄養成分表示及び原材料表示を義務付けるとともに、脱アルコールワインおよび部分的脱アルコールワインの区分を追加。一方、GBにおいては、2024年1月から、輸入ワインの輸入者表示義務を撤廃し、発泡性ワインのアルミ箔キャップ及びキノコ型の栓の使用や特定のボトル形状の要件を撤廃。

(朝食指令)

- 朝食指令について、2024年にEUが改正（2026年6月から適用）しており、主な内容は以下のとおり。
 - はちみつについて、原産国の国別表示を義務化。
 - ジャム・マーマレードについて、果実含有量基準を引き上げるとともに、加盟国が国内市場向けに「マーマレード」の名称を柑橘類以外のジャム製品にも使用できるよう見直し。

Brexit後の英国とEUの制度の乖離【残留農薬】

（農薬登録）

- 英国非営利団体PAN UKの2025年4月時点の調査によれば、EUで承認されていない（失効または審査中）一方でGBで承認されている農薬有効成分は28種類。

（最大残留基準値）

- 最大残留基準値（MRL）については、相当数の品目・農薬有効成分でEUとGBとの差異が生じている（EUとGBのいずれかが一概に厳しいというわけではない。）。
- 例えば、茶に適用されるMRLについて、EUでは2023年から2024年にかけて、ネオニコチノイド系農薬のクロチアニジン、チアメトキサム及びチアクロプリドのMRLをそれぞれ0.7mg/kg、20.0mg/kg及び10.0mg/kgから0.05mg/kgへ引き下げたが、GBでは同様の改正は行われていない。

（グリホサートの承認更新）

- グリホサートについて、EU及びGBの双方で承認されているが、EUは2023年11月の承認更新に際し、収穫前乾燥用途等に関する追加的な使用制限を導入。GBでは現行承認の有効期限が2026年12月15日であり、更新審査が進められている。

（出所） [PAN UK](#)、[EU Pesticides Database](#)、[GB MRL Statutory Register](#)、[規則（EU）2023/334](#)、[規則（EU）2024/2711](#)

Brexit後の英国とEUの制度の乖離【動物用医薬品】

(抗菌剤)

- EUでは、規則（EU）2019/6第107条により、成長促進目的及び人医療専用の抗菌剤の使用を禁止。この要件は、EUに輸入される動物及び動物由来食品にも適用され、第三国からの輸入品については2026年9月3日から適用。日本では、ホスホマイシンが本規則による規制の対象となる。
- GBでは、2024年動物医薬品（改正等）規則において、処方根拠の記録義務や流通規則の強化等を通じて抗菌剤の適正使用を促進する内容を盛り込んでいるが、規則（EU）2019/6のような人医療専用の抗菌剤の使用禁止や輸入品への適用は導入されていない。

（出所）EUカントリーレポート規制編、農林水産省「EU向け畜産食品における動物用医薬品に関する規則への対応」、規則（EU）2019/6

Brexit後の英国とEUの制度の乖離【重金属・汚染物質】

(カドミウム、鉛)

- EUでは2021年に、カドミウム及び鉛の基準値の引き下げと対象品目の追加を実施し、塩や香辛料にも基準値を設定。

(水銀)

- EUでは2022年に、一部魚介類について水銀の基準値を引き下げ。

(PFAS)

- EUでは2022年に、卵、魚介類及び食肉について有機フッ素化合物（PFAS）の基準値を設定。

(無機ヒ素)

- EUでは2023年に、無機ヒ素の基準値の引き下げと対象品目の追加を実施。精米（パーボイルドライスを除く。）の基準値を0.20mg/kgから0.15mg/kgに引き下げるとともに、米粉に基準値0.25mg/kgを新たに設定。乳幼児向け食品、果実ジュース及び塩にも無機ヒ素の基準値を設定。
- EUでは2025年に、魚介類に無機ヒ素の基準値を設定。

(出所) 規則 (EU) 2021/1317、規則 (EU) 2021/1323、規則 (EU) 2022/617、規則 (EU) 2022/2388、規則 (EU) 2023/465、規則 (EU) 2025/1891、規則 (EU) 2023/915、維持規則 (EC) 1881/2006

Brexit後の英国とEUの制度の乖離【食品添加物・香料】

(食品添加物)

- Brexit後にEUで認可されて、GBで認可されていないものは以下の6種類。
 - 糖脂質 (E246)、バッファードビネガー (E267)、オーツ麦レシチン (E322a)、クエン酸三マグネシウム (E345(i))、グルコシル化ステビオール配糖体 (E960d)、カルボマー (E1210)
- Brexit後にEUで認可取消になり、GBでは認可が維持されているものは以下の2種類（二酸化チタンは日本では指定添加物として使用可能）。
 - 二酸化チタン (E171)、酒石酸ステアリル (E483)

(香料)

- Brexit後にEUで認可されて、GBで認可されていない香料は6種類。Brexit後にEUで認可取消になり、GBでは認可が維持されている香料は1種類（カテコール）。

(燻煙香料)

- Brexit後にEUで10種類すべて認可取消（以下8種類は経過措置）になったが、英国では以下8種類の認可が維持。
 - Scansmoke PB 1110、Zesti Smoke Code 10、Smoke Concentrate 809045、Scansmoke SEF 7525、SmokEz C-10、SmokEz Enviro-23、proFagus-Smoke R709、Fumokomp（チーズ、食肉製品、魚介加工品、魚卵製品への使用は2029年7月1日まで経過措置）

(出所) 英国食品・飼料規制製品登録簿、規則 (EC) 1333/2008、規則 (EC) 1334/2008、実施規則 (EU) 2024/2067

Brexit後の英国とEUの制度の乖離【新規食品】

(認可状況)

- 2026年7月時点で、Brexit後にGBで認可された新規食品（※1）は15種類あるが、いずれもEUでも認可。
- 他方、Brexit後にEUで認可された新規食品で、GBで認可されていないもの（申請されていない可能性もある）は多数存在。

(CBD食品)

- カンナビジオール（CBD、※2）を配合した食品（CBD食品）については、2019年に欧州委員会が新規食品として取り扱う方針を明確化。これにより、CBD食品は新規食品として認可を受けなければEU市場に上市できなくなった。
- Brexit後、イングランド及びウェールズでは、2020年2月13日時点で市場に流通しており、2021年3月31日までに新規食品としての認可申請が適切になされているCBD食品は、認可前であっても販売継続を認めることとした。EUには同様の経過措置はない。
- GBでは2025年8月に、CBD食品3製品の認可申請について認可を推奨する案を公表し、意見公募を実施。EUでは、2026年2月にCBDの暫定安全摂取量を公表したものの、CBD食品の個別審査は継続中。

(培養肉)

- EU及びGBの双方で培養肉を原料とする新規食品の認可申請を審査中。
- GBでは、人の食用食品でないため新規食品制度の対象外だが、培養肉を原料とするペットフードが2024年7月に認可され、既に限定販売されている。

（※1）1997年5月15日以前に英国、またはEU域内で人間の食用に相当程度消費されていなかった食品。販売前に政府の認可を受ける必要がある。

（※2）大麻に含まれる成分の1つ。向精神作用や依存性はないとされ、医療へのさまざまな応用の可能性があるとして期待されている。

（出所）[EU Novel Food status Catalogue](#)、[GB Novel Food Authorisations](#)、[ジェトロ・ビジネス短信](#)、[Meatlyプレスリリース](#)

Brexit後の英国とEUの制度の乖離【GMO・ゲノム編集】

(GMO)

- 遺伝子組換え食品・飼料（GMO）について、EUとGBで制度上の大きな違いはない。

(ゲノム編集食品・飼料)

- GBでは、2023年遺伝子技術（精密育種）法および2025年遺伝子技術（精密育種）規則により、イングランドにおいて、自然又は従来育種によっても生じ得る遺伝的変化を有するゲノム編集生物を「精密育種生物」と位置付け、通知及び政府による確認に基づく登録制度を導入。なお、食品・飼料としての流通には別途認可が必要。2026年7月現在、放出通知6件、販売通知1件が公表されている。
- EUでは、2026年6月17日に新ゲノム技術（NGT）に関する規則（EU）2026/1388を採択し、GMO規制の適用除外となるNGT-1と、GMO規制の対象となるNGT-2に分類して管理。
- GBとEUの主な違いは以下のとおり。
 - GBでは、導入された遺伝的変化が自然又は従来育種で生じ得るか否かが判断基準であり、改変数に上限は設けられていない。一方、EUでは、親系統との比較で20以下の遺伝的改変等の基準を満たすものがNGT-1とされ、それを超えるものは原則としてNGT-2としてGMO規制の対象となる。
 - GBでは、食品及び種子について精密育種由来であることの表示義務は設けられていない。一方、EUでは、NGT-2はGMOと同様の表示義務の対象となり、NGT-1についても種子等の繁殖材料には表示義務が課される。
 - GBでは、EUのNGT規則のような特許情報の開示に関する規定は設けられていない。他方、EUでは、既存の特許及び係属中の特許出願に関する情報並びにライセンス供与意思に関する情報の開示が求められる。

Brexit後の英国とEUの制度の乖離【有機食品】

(有機制度の厳格化)

- EUでは、2022年から規則（EU）2018/848の適用により有機制度が強化された一方、GBではBrexit後に国内法化した旧EU有機規則（規則（EC）834/2007等）を基本として運用しており、規則（EU）2018/848は適用されていない。
- 規則（EU）2018/848による主な変更点は以下のとおり。
 - TRACESを用いた検査証明書（COI）の電子的管理が義務化され、トレーサビリティが強化（GBではPDF形式のCOIを電子メールで送受信）
 - 塩、綿、羊毛、精油等の非食品農産物やウサギ等の対象品目が有機制度の適用範囲に追加
 - 有機畜産物について、飼育環境や飼料に関する有機要件が厳格化

(同等性の利用及びEU/GB有機認証)

- 日本との有機認証の同等性の範囲は、2025年以降順次拡大され、EU・GBともに、有機畜産物及び有機酒類が対象に追加。なお、同等性を利用しない場合の日本産品に対するEU有機認証とGB有機認証の対象カテゴリは部分的に異なる。
- 日本とGB、日本とEU、GBとEUの間ではそれぞれ有機制度の同等性が認められているが、GBとEUの同等性はGBまたはEUで生産・加工された産品が対象。このため、日本産有機産品を日英同等性に基づいてGBへ輸出した後、GB-EU同等性を利用してEUへ再輸出することは不可（GBが単なるトランジットであれば可能）。

Brexit後の英国とEUの制度の乖離【ラベル表示】

（責任事業者の名称又は商号及び住所の表示）

- 規則（EU）1169/2011第8条第1項及び第9条第1項(h)により、食品情報について責任を負う食品事業者の名称又は商号及び住所の表示が義務付けられている。食品情報について責任を負う食品事業者がGB（EU）内に設立されていない場合には、GB（EU）への輸入者が責任事業者となり、その名称又は商号及び住所を表示する必要がある。
- GBにおいては、Brexit前はEU域内の事業者の名称又は商号及び住所の表示で足りたが、Brexit後はGB内の責任事業者（又は輸入者）の名称又は商号及び住所の表示が必要となった。
- 他方、EUにおいては、EU内の責任事業者（又は輸入者）の名称又は商号及び住所の表示が必要である。このため、GB及びEUの双方へ販売する場合には、それぞれの法令で求められる責任事業者の情報を表示する必要がある。

（出所）[維持規則（EC）1169/2011](#)

Brexit後の英国とEUの制度の乖離【食品接触材】

（食品接触材規則（枠組み規則、適正製造規範規則））

- EUでは、2025年2月の規則（EU）2025/351により、再生プラスチック及びプラスチック再処理材に関する管理を強化するため、適正製造規範の詳細規定を改正

（プラスチック食品接触材規則）

- EUでは、2025年2月の規則（EU）2025/351により、製造に使用される物質の純度に関する要件の明確化や、繰り返し使用する最終食品接触製品について、劣化を防ぐ使用方法等に関するラベル表示義務を導入。

（再生プラスチック食品接触材規則）

- EUでは、規則（EC）282/2008に代えて、2022年10月から新規則（EU）2022/1616が適用され、リサイクル技術の承認手続き整備やリサイクル業者等の管理強化が導入された。他方、GBでは、Brexit後に国内法化した規則（EC）282/2008が引き続き適用。

（ビスフェノールA食品接触材規則）

- EUでは、2025年1月に規則（EU）2024/3190が施行され（18カ月間の経過措置あり）、食品接触材へのビスフェノールA（BPA）の使用を原則禁止するとともに、一定の有害性を有するその他のビスフェノール類及びその誘導体に規制を導入。
- GBでは、FSAが2025年10月にBPA規制導入案の意見公募を行い、2026年7月までに規則を制定する計画を示していたが、2026年7月時点では制定されていない。

Brexit後の英国とEUの制度の乖離【動物福祉】

(生体輸出の禁止)

- GBでは、2024年動物福祉（家畜輸出）法が制定され、と殺又はと殺前肥育のために行うGBからの生きた動物（牛、羊、やぎ、豚、馬）の輸出を禁止。
- EUでは、2023年12月に欧州委員会が動物輸送規則改正案（COM(2023)770）を提案しているが、まだ制定されていない。動物の輸送時間の制限と休憩時間の増加、1頭当たりのスペースの増加等を盛り込んでいるが、GBのように生体輸出を禁止するものではない。

(出所) 2024年動物福祉（家畜輸出）法、COM(2023)770

Brexit後の英国とEUの制度の乖離【その他】

以下は英EU間SPS協定の対象外（網羅するものではない。）。

- 関税制度、税関手続き
- 違法・無報告・無規制（IUU）漁業規則
- 包装・包装廃棄物規則（PPWR）
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES、ワシントン条約）
- 動物医薬品承認制度

以下についても、英EU間SPS協定の対象外だが、英国政府は、EUとの貿易促進を図るため、EUと適用範囲や情報要件を整合させることを検討している。

（森林破壊防止デューディリジェンス規則）

- 英国政府は2026年6月17日、EUの森林破壊防止デューディリジェンス規則（EUDR）に整合した規制を導入する方針を発表。2021年環境法に基づく規制の具体化に加え、英国木材規則（UKTR）を強化する立法措置を講じ、2027年までに整備された規制を導入する意向で、2026年中に協議を行う予定。
- 2023年12月に英国政府が公表していたGBにおける森林破壊防止デューディリジェンス制度は、（1）対象企業は、年間で売上高が5,000万ポンドを超えかつ対象商品を500トンを超えて使用する企業、（2）対象商品は、牛肉、皮革、大豆、パーム油、カカオとしていた。一方、EUDRでは、（1）対象企業は、対象商品をEU市場に上市もしくは供給する全ての企業、（2）対象商品は、牛肉、大豆、パーム油、木材、コーヒー、カカオ、ゴムおよびチョコレートや家具などの特定の派生製品となっている。

（出所）Defra「SPS協定、事業者が今から準備すべきこと」、Defra「英国の森林破壊防止規制の方針」

【免責事項】

ジェトロは、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートは信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本レポートの論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

本レポートには、ジェトロの公式見解ではなく発表者の論考、意見が含まれます。これらについてジェトロは一切の責任を負うものではありません。

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所



+44(0)20-7421-8300（代表）



Agra_London@jetro.go.jp



EC2V 6BJ
138 Cheapside London